<１類倉庫用>

**確　　　認　　　表**

**会社名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　営業所名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　倉庫名：**

<２類倉庫用>

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項目**  **番号** | **確　認　項　目** | | | | **別添書類** | |
| **番号** | 名　称 |
| **2** | **倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること**  (以下をマークすること。 ) | | | | | |
|  |  | □ | 建築基準法の規定に適合している。又は建築基準法第６条第１項各号に該当しない倉庫であって、消防法第17条第 | |  |  |
|  | 1 | １項、港湾法第40条第１ 項、都市計画法第29条第１項若しくは第２項いずれかに該当する場合は、 これら該当する規 | |  |  |
|  |  | 定に適合している | |  |  |
| **3** | **□土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物であること** | | | |  |  |
| **4** | **軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度が、国土交通大臣の定める基準に適合していること**  (4-1、 4-2のいずれかをマークし、 4-3をマークすること。 ) | | | | | |
|  | 1 | □ | 軸組み、外壁又は荷ずりが、2,500N/㎡以上の荷重に耐える強度を有していると認められる | |  |  |
|  | 2 | □ | 荷崩れのおそれのない措置が講じられている | |  |  |
|  | 3 | □ | 床が3,900N/㎡以上の荷重に耐える強度を有していると認められる | |  |  |
| **5** | **構造及び設備が、倉庫内への水の浸透を防止するに足るものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること**  (5-1から5-3をマークし、 5-4、 5-5のいずれかをマークすること。なお、 5-5の場合は、 5-5-1から5-5-4のうち該当するものにマークすること。 ) | | | | | |
|  | 1 | □ | 屋根が金属板葺等と同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる | |  |  |
|  | 2 | □ | 外壁が金属板張等と同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる | |  |  |
|  | 3 | □ | 雨水を有効に排出できる雨樋を有する | |  |  |
|  | 4 | □ | 倉庫又は倉庫に隣接して設けられた設備の内部に樋及びこれに伴う排水路並びに水を使用する設備が設けられていない | |  |  |
|  | 5 | □ | 倉庫又は倉庫に隣接して設けられた設備の内部に樋及びこれに伴う排水路若しくは水を使用する設備が設けられている | |  |  |
|  |  | 1 | □ | 谷樋にあっては、十分な水勾配がとられており、かつ、溢水を防ぐための十分な防水措置が講じられている |  |  |
|  |  | 2 | □ | 水を使用する設備から倉庫内等への水が浸透しないよう適切な措置が講じられている |  |  |
|  |  | 3 | □ | 竪樋又は水を使用する設備に付随する給水又は排水のための配管にあっては、鋼管、硬質塩化ビニール管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露被覆が施されている |  |  |
|  |  | 4 | □ | 樋又は水を使用する設備に付随する排水路にあっては、十分な水勾配がとられているとともに、溢水防止のための措置が講じられている |  |  |
| **6** | **土地からの水分の浸透及び床面の結露を防ぐため、床に国土交通大臣の定める防湿措置が講じられていること** | | | | | |
| (以下をマークすること。 ) | | | |  |  |
|  | 1 | □ | 床面にアスファルト舗装が施されている等と同等以上に土地からの水分の浸透及び床面の結露の防止上有効な構造であると認められる措置が講じられている | |  |  |
| **7** | **国土交通大臣の定める遮熱措置が講じられていること(以下をマークすること。 )** | | | | | |
|  | 1 | □ | 平均熱貫流率が4.65W/・㎡K以下となるように措置されている | |  |  |
| **9** | **危険物等を取り扱う施設その他の国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては、国土交通大臣の定める災** | | | | | |
| **害防止上有効な構造又は設備を有すること** | | | |  |  |
|  | (9-1、9-2のいずれかをマークすること。なお、9-2の場合は9-2-1から9-2-4のうち該当するものにマークすること。 ) | | | | | |
|  | 1 | □ | 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在しない | |  |  |
|  | 2 | □ | 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在する | |  |  |
|  |  | 1 | □ | 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設と当該倉庫との間に災害防止の目的を達することができる自立した工作物が設けられている |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  番号 | 確　認　項　目 | | | | 別添書類 | |
| 番号 | 名　称 |
| 2  3  4 | | | □ | 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設の屋根及び外壁が耐火構造であり、かつ、当該倉庫に面する外壁に設けられた開口部に建築基準法第２条第９号の２ロに定める防火戸を有する |  |  |
| □ | 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について防火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法第２条第９号の２ロに定める防火戸を有する |  |  |
| □ | 付近に危険物等取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について耐火構造または準耐火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法施行令第112条第14項第１号に規定する構造の防火戸を有する |  |  |
| **10** | **倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられ**  **ている場合にあっては、当該施設が、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること**  (10-1、 10-2のいずれかをマークすること。 10-2の場合は10-2-1、 10-2-2のいずれかをマークすること) | | | | | |
|  | 1 | □ | 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられていない | |  |  |
| 2 | | □ | 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている | |  |  |
|  | | 1 | □ | 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物であって、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第112条第10項、第11項、第15項、及び第16項並びに同令第115条の２の２第１項第１号の基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されている |  |  |
| 2 | | | □ | 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物以外であって、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第113条第１項の基準に適合する防火壁により区画されている |  |  |
| **11** | * **消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること（この場合において、倉庫の延べ面積が150平方メートル未満であるときは、これを延べ面積が150平方メートルの倉庫とみなして、同規則第6条の規定を適用する）** | | | |  |  |
| **12** | **国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること**  ( 12-1から12-2をマークし、12-3、12-4のいずれかをマークすること) | | | | | |
|  | 1 | □ | 出入口に扉を有し、かつ、錠を備えている | |  |  |
| 2  3  4 | | □ | |  | | --- | | 倉庫における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業法(昭和40年法律第117号)第２条第５項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有する | | 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在する場合にあっては、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられている | | 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在しない | | |  |  |
| □ | 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在する場合にあって  は、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられている | |  |  |
| □ | 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在しない | |  |  |
| **13** | **国土交通大臣の定めるそ害の防止上有効な設備を有していること**(以下をマークすること) | | | | | |
|  | 1 | □ | 地窓及び下水管又は下水溝に通じる部分がなく、出入口の扉は完全密閉できる。 | |  |  |
|  | 2 | □ | 地窓及び下水管又は下水溝に通じる部分には、金網等を有し、出入口の扉は完全密閉できるなどねずみの侵入を防止する設備を有している | |  |  |

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

**確認日：　　　　年　　　　月　　　　日**

**氏名（所属）：**

**一級建築士番号：**